恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額(改定案)に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	(個人)	成年の子として精神的な疲弊がある中で、就学や就業など一般の人と比べて機会や可能性に制限がある中で、現 状の金額はあまりに安いと思う。日本の年収の中央値 (平均ではなく)を渡すべき。	本件は、恩給を受けることができる成年の子の要件の一つである「生活資料ヲ得ルノ途ナキ (トキ)」を満たしているかを判断するための認定基準額の改定を行うものです。受給者に支給する金額を定めるものではありません。	無
2	(個人)	恩給制度いつまであるのですか? 基礎年金を満額もらっても100マン満たない人が大勢 いるのに	恩給は、旧軍人及び共済年金制度に移行する前に退職した公務員並びにその遺族(配偶者、未成年の子、父母、成年の子及び祖父母)を対象とする制度です。これらの方がいらっしゃる間は、制度が存続することになります。なお、本件は、恩給を受けることができる成年の子の要件の一つである「生活資料ヲ得ルノ途ナキ(トキ)」を満たしているかを判断するための認定基準額の改定を行うものです。受給者に支給する金額を定めるものではありません。	無

○提出意見数:2件